


 第2期

# 身延町 自死対策推進計画

令和5年度 ～ 令和9年度  
( 2023年度 ～ 2027年度 )



いのちまもる

～大切な人、身近な人、心迷う人を支える～

令和5年3月

# 目次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨 .....	2
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	3
4 計画の策定体制 .....	3

## 第2章 身延町の自死の現状

1 自殺者数の推移 .....	4
2 年代別・男女別の自殺者数の状況 .....	4
3 自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）の推移 .....	5
4 性別・年代別自殺死亡率の推移 .....	5
5 原因・動機別の自殺の状況 .....	6
6 自殺の特徴 .....	7
7 心の健康に関する状況 .....	8

## 第3章 計画の推進

基本方針・重点施策・基本施策 .....	9
数値目標 .....	10
重点施策 自死対策を支える人材の育成 .....	10
基本施策1 地域におけるネットワークの強化 .....	11
基本施策2 住民への啓発と周知 .....	11
基本施策3 子ども・若者・女性・高齢者の自死対策の推進 .....	12
基本施策4 生活困窮者支援と自死対策の連携強化 .....	13
基本施策5 遺族等への支援体制の確保 .....	13
基本施策6 生きることの包括的支援 .....	13

## 第4章 計画の推進体制

1 計画の推進体制 .....	23
2 計画の進捗管理と評価 .....	23

## 資料

健康づくり推進協議会委員一覧・要綱

## 第 1 章 計画の基本的な考え方



### 1 計画策定の趣旨

平成 18 年 6 月「自殺対策基本法」が制定され、自死は個人の問題ではなく社会全体の問題であると広く認識されるようになり国を挙げて自死対策が総合的に推進されてきました。山梨県では令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とした「第 2 期山梨県自殺対策推進計画」が策定されています。

本町においては平成 30 年度から令和 4 年度までを計画期間とした「身延町自殺対策推進計画」を策定し、自死対策に取り組んできましたが、この間、自死者のいない年はありませんでした。家庭や学校、職場、社会全体にもたらす衝撃や影響が大きく、その対策の充実が求められています。

またコロナ禍により、地域との交流の減少、人間関係の希薄化、経済状況の悪化が自死の要因となっているため、社会とのつながりの強化や相談しやすい体制づくり、地域での見守り等をさらに推進していく必要があります。

自死対策の本質は、「生きることの包括的な支援」にあり、町民をはじめ、保健・医療・福祉・教育・労働等関係機関・団体との連携・協力を強化し、より効果的・総合的な自死対策を推進するために「第 2 期 身延町自死対策推進計画」を策定します。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第 3 条第 2 項（地方公共団体の責務）の規定に基づき、本町の状況に応じた自死対策を策定、推進していくための総合的な計画です。「第 2 期山梨県自殺対策推進計画」を踏まえるとともに、「身延町総合計画」を上位計画として、「身延町健康増進計画」と整合性を持ち、関連する計画と連携し策定するものです。

「自殺」という言葉は、自殺で亡くなった人やその遺族に対して偏見や差別を助長する恐れがあるため、遺族への配慮として法律名や統計用語等を除き、「自殺」に代えて「自死」の言葉を使用します。

### 3 計画の期間

計画の期間は、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とします。

なお、国、県の方針や社会情勢の変化等により、計画期間中においても必要に応じて見直すものとします。

### 4 計画の策定体制

身延町健康づくり推進協議会を構成する各機関、団体が中心となって個々の役割を果たすとともに、相互に連携、協力を図りながら、各施策を総合的かつ効果的に推進します。

計画の推進にあたっては、自死対策に関係する機関・団体をはじめ、地域の関係団体、地域住民とともに各種施策の取り組みを推進します。

町の各部署が所管する事業から、「生きることへの支援」に関連する取り組みを抽出し、自死対策の視点を持ちつつ、各関係機関と連携しこれらの事業を推進します。

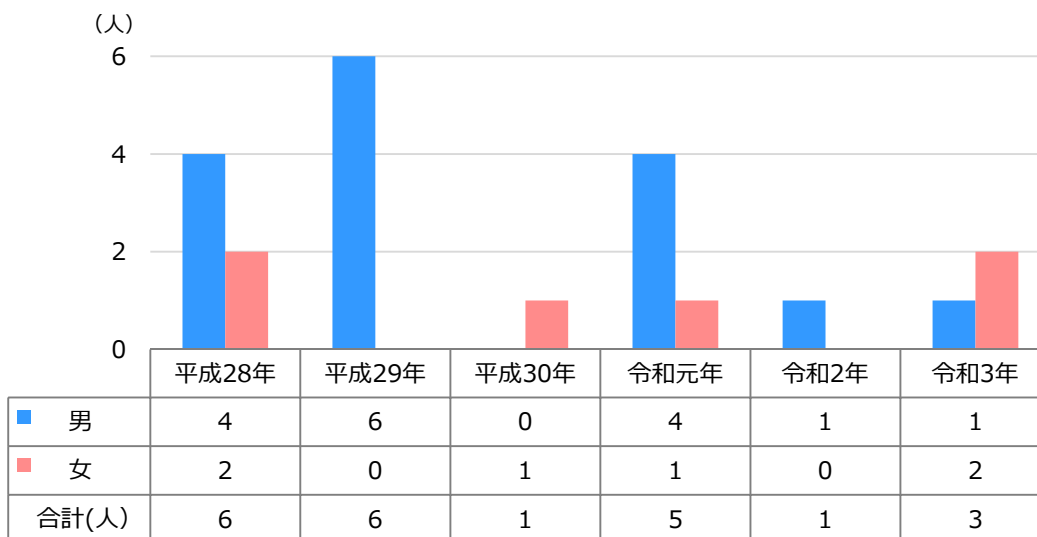


## 第2章 身延町の自死の現状



### 1 自殺者数の推移

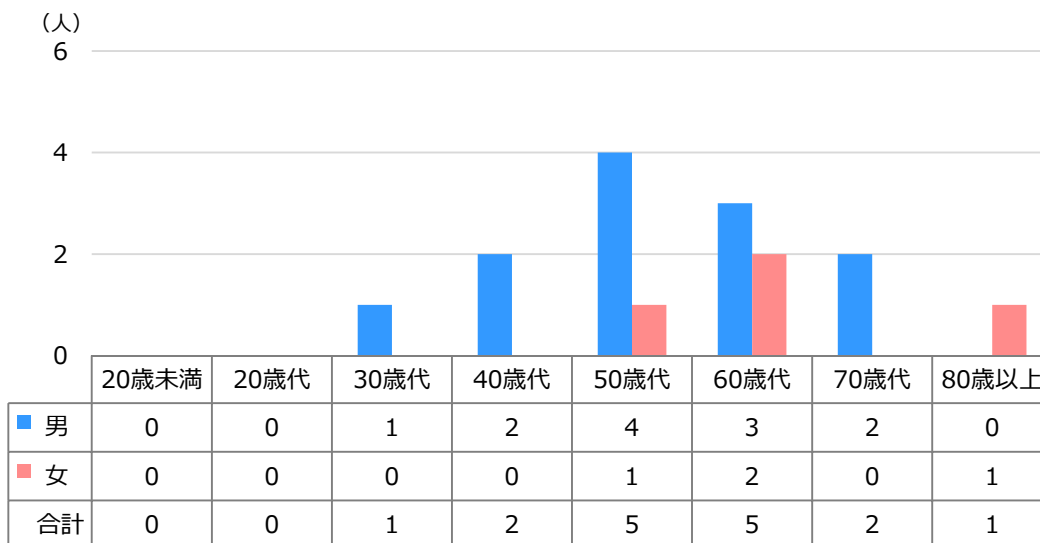
自殺者数は、平成28年、平成29年は各6人、令和元年5人、令和3年3人、平成30年、令和2年は各1人でした。



資料：身延町 地域自殺実態プロフィール【2021.2022】(JSSC 2021.2022)

### 2 年代別・男女別の自殺者数の状況（平成29年～令和3年）

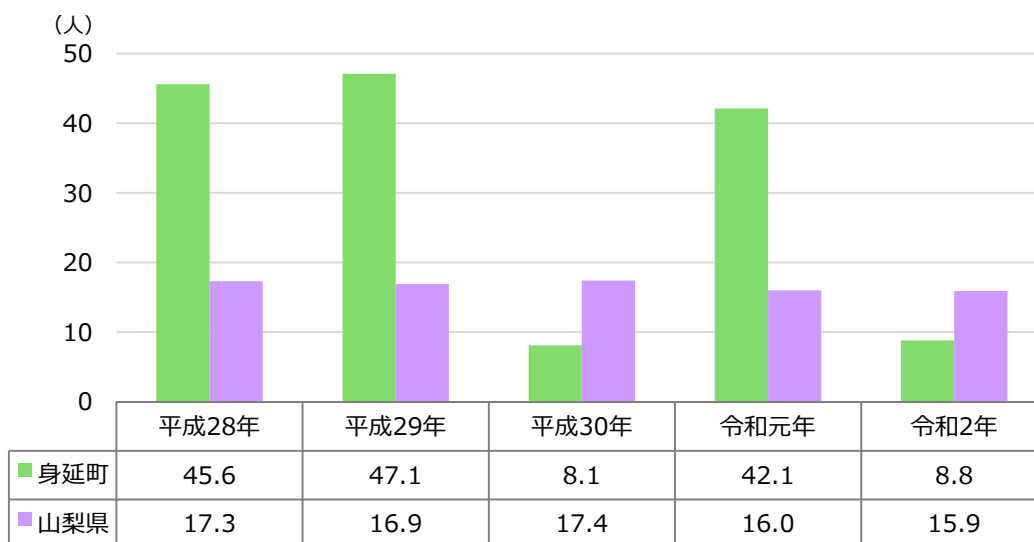
30歳未満の自殺者は見られませんが、その他すべての年代で自殺者がみられます。男女別の自殺者数は、男性12人女性4人であり、80歳以上の年代を除きすべての年代で男性が多い状況です。



資料：身延町 地域自殺実態プロフィール【2022】(JSSC 2022)

### 3 自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）の推移

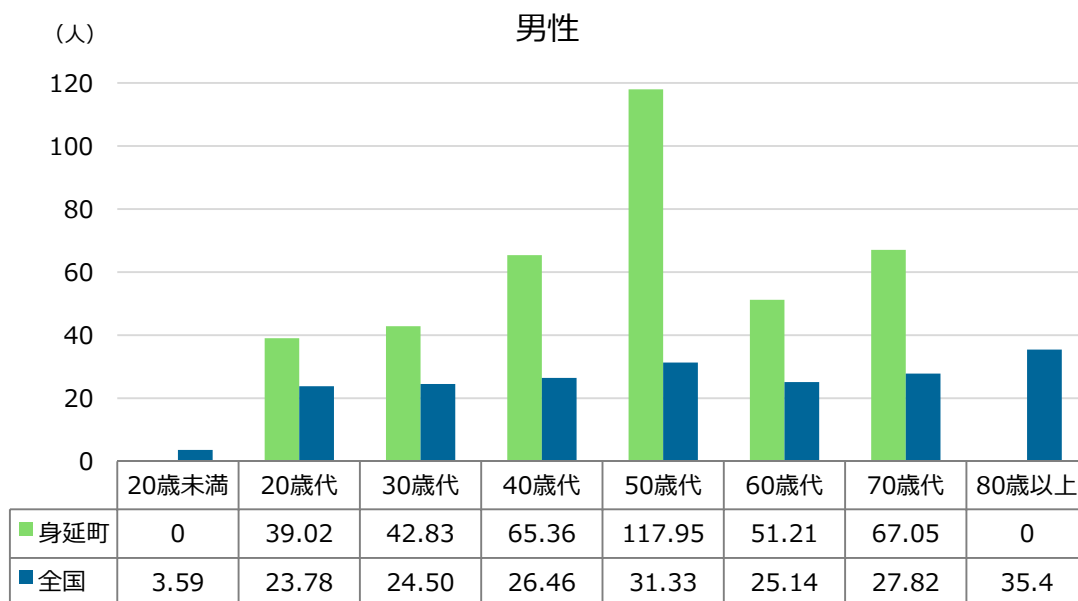
平成28年、平成29年、令和元年の自殺死亡率は、山梨県と比べると高い値です。

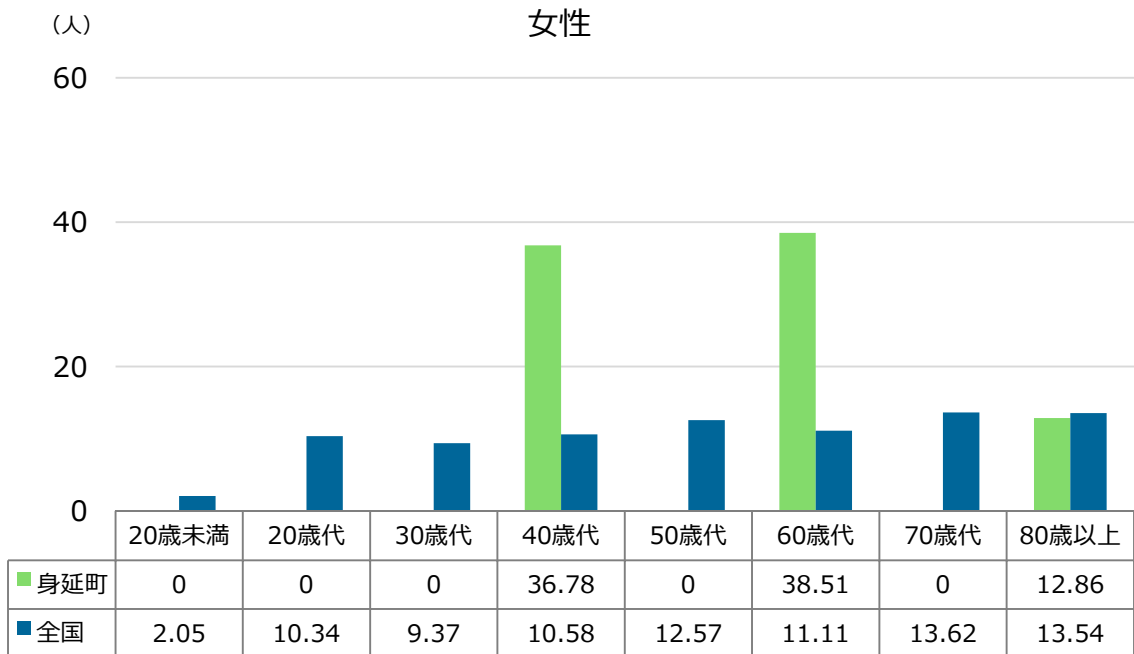


資料：身延町 地域自殺実態プロファイル【2021】(JSSC 2021)

### 4 性別・年代別自殺死亡率の推移（平成28年～令和2年平均）

性別・年代別の自殺死亡率を全国と比較してみると、男性は20歳未満と80歳以上以外のすべての年代が高く、女性では40歳代、60歳代において高い値となっています。

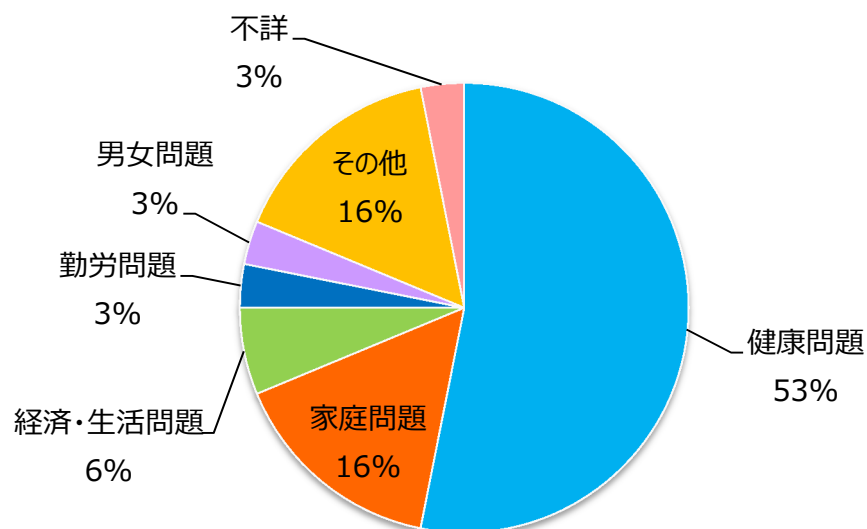




資料：身延町 地域自殺実態プロフィール【2021】(JSSC 2021)

## 5 原因・動機別の自殺の状況 (平成 21 年～平成 28 年)

健康問題が 53%と最も多く、次いで家庭問題 16%の状況でした。



資料：身延町 地域自殺実態プロフィール【2017】(JSSC 2017)

## 6 自殺の特徴

国の自殺総合対策推進センターで作成した「地域自殺実態プロファイル 2022」によると、身延町における優先的課題となりうる自殺者の特性は、「高齢者」「生活困窮」「無職者・失業者」が挙げられています。特性上位 5 区分を見てみても「40～59 歳」及び「60 歳以上」で無職の男性が上位を占めます。「無職・失業者」から「生活困窮」が推測でき、周囲の人が早期に気づき、適切な対応により自殺が防げる可能性があります。

### 主な自殺者の特性（平成 29 年～令和 3 年合計）

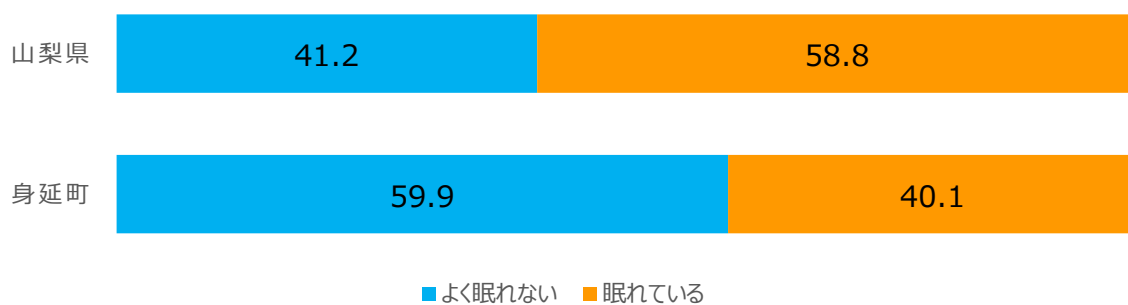
自殺者の特性上位 5 区分	自殺者数 (5 年計)	割合 (%)	自殺死亡率 (10 万対)
1 位：男性 60 歳以上 無職 同居	3	20.0	47.1
2 位：男性 40～59 歳 無職 同居	2	13.3	319.2
3 位：男性 60 歳以上 無職 独居	2	13.3	129.0
4 位：男性 40～59 歳 有職 同居	2	13.3	42.5
5 位：女性 60 歳以上 無職 同居	2	13.3	20.4

資料：身延町 地域自殺実態プロファイル【2022】(JSSC 2022)

## 7 心の健康に関する状況

### 【睡眠】

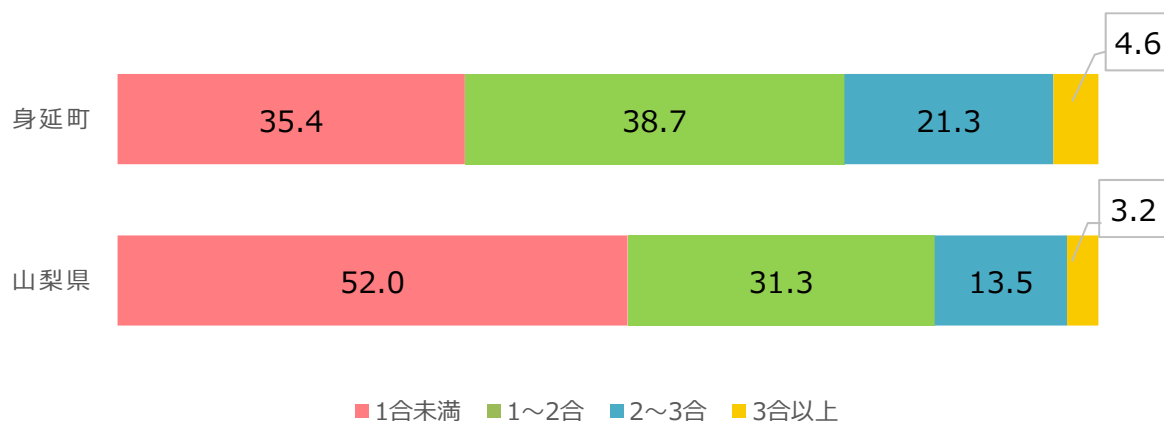
心の不調は睡眠にも影響すると言われています。身延町の健診問診票では、「よく眠れない」と答えた人は県に比べると多く、59.9%を占めていました。



資料：R3 国保データベースシステム（地域の全体像の把握）

### 【飲酒】

心の不調が飲酒状況に影響することもあります。身延町の健診問診票では、飲酒習慣のある人の中で 1 日当たりの飲酒量が 1 合以上と答えた人は、県と比べると多く、「1～2 合」38.7%、「2～3 合」21.3%、「3 合以上」4.6%でした。



資料：R3 国保データベースシステム（地域の全体像の把握）

## 第3章 計画の推進



第2期計画は、国の「自殺総合対策大綱」を踏まえ、以下の体系に基づき施策を推進します。

### 基本方針

生きることの包括的な支援の推進

関係者の役割の明確化と、関係者間における連携・協働の推進

関連施策との連携推進

自死者、遺族等への配慮

### 重点施策

自死対策を支える人材の育成

#### 基本施策1

地域におけるネットワークの強化

#### 基本施策2

住民への啓発と周知

#### 基本施策3

子ども・若者・女性・高齢者の自死対策の推進

#### 基本施策4

生活困窮者支援と自死対策の連携強化

#### 基本施策5

遺族等への支援体制の確保

#### 基本施策6

生きることの包括的な支援

## 【数値目標】

	第1期		第2期	
	現状値 (H29)	目標値 (R4)	現状値 (R2)	目標値
自殺死亡者数（人）	6 (H28)	0	1	0
自殺死亡率 (人口10万対)	45.6 (H28)	0	8.8	0
よく眠れる人の割合（%）	37.7	50	40.1	41
毎日飲酒者割合（%）	16.6	15.0	21.2	20
ゲートキーパー 養成講習会の開催	—	—	—	年1回以上

資料：「よく眠れる人の割合」「毎日飲酒者割合」第1期 H28年度生活習慣病予防健診の概況  
第2期 R3年度国保データベースシステム

資料：身延町 地域自殺実態プロフィール【2022】(JSSC 2022)

### 重点施策

### 自殺対策を支える人材の育成

自死の背景となる様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期の「気づき」が必要です。自死の危険を示すサインに気づき、対応できる人材の育成を図ります。また、悩みを抱える人の話を聞き、見守りながら必要な相談・支援機関につなぐ役割を担う「\*ゲートキーパー」の養成を行います。

\*ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

#### <具体的な取り組み>

- (1) 心の健康を考える機会をつくることや、相談することの大切さ、社会で見守ることの大切さについて学習会を行います。
- (2) 自死の危険性の高い人や心の問題を持つ人が発するところのSOSにいち早く気づき、適切な方向へ導いてくれる役割を持つゲートキーパーの養成講習会を開催します。
- (3) メンタルヘルス対策を推進する関係機関等と連携し、研修等の充実を図り相談従事者の資質の向上に努めます。

## 基本施策 1 地域におけるネットワークの強化

自死対策を推進する上で、保健、医療、福祉、教育、労働その他様々な分野の施策や地域組織、庁内の関係部署や社会福祉団体等がネットワークを強化する必要があります。それぞれ果たすべき役割を明確化し、共有することで生きることの包括的な支援を推進していきます。

### <具体的な取り組み>

- (1) 自死予防の観点も含め、ゲートキーパー以外にも心の健康づくりを支援する人材を増やし、早期発見に向けてのネットワークを強化します。
- (2) 峡南保健所管内精神保健福祉担当者会議（プラットフォーム）の場を活用し、情報共有に努めながら、必要な支援を検討します。
- (3) 保健、医療、福祉、教育など、各分野の庁内関係部署・健康づくり組織と連携し、総合的な自死対策を推進し、ネットワークの強化を図ります。
- (4) 医療機関のケースワーカーや保健所精神保健福祉士等と連携を進めていきます。

## 基本施策 2 住民への啓発と周知

自死は、個人の自由な意思や選択の結果と思われがちですが、様々な悩みにより心理的に追い込まれた末の選択であると認識することが重要です。誰かに助けを求めることが大切であるということが社会全体の共通認識になるように、心の健康と自死対策に関する正しい知識の普及啓発を行います。

### <具体的な取り組み>

- (1) 自殺予防月間や予防週間にあわせ、町広報誌やホームページ、SNS 等を利用して、心の健康や自死予防に関する取り組みや相談窓口等の周知に努めます。

- (2) 健康教育・健康相談の場や各種相談の機会を活用し、相談窓口や心の健康に関する情報提供を行います。
- (3) 精神障害者家族会（なごみ会）の活動を支援し、相談窓口や各種障害サービスについて周知します。

### **基本施策 3** 子ども・若者・女性・高齢者の自死対策の推進

本町は、自死者の特性から、男性、生活困窮、無職、失業という視点での支援が必要ですが、全国では女性の自死者も増えており、きめ細かい相談支援が求められています。

ライフスタイルや社会情勢の変化、新型コロナウイルス感染症の影響等により、子ども・若者・女性・高齢者が抱える問題や悩みも多様化しています。それぞれの背景を把握しながら、自死リスクの早期発見に努めるとともに、専門職員等による包括的な支援を行います。

#### ＜具体的な取り組み＞

- (1) 町内の中学3年生を対象に、命の大切さについて学ぶ場として赤ちゃんふれあい体験事業を継続します。
- (2) 児童生徒に対し、心の健康についての正しい知識、様々な困難やストレスに直面した際の対処法を身に付けるための学習を推進します。
- (3) いじめ、虐待、不登校、ひきこもり、人間関係等、若年層が抱える様々な問題に対し、関係機関と連携を図り、居場所の確保や就労支援を推進します。
- (4) 町の精神障害者社会復帰相談指導事業（デイケア）を継続して実施し、心に病を抱える方の誰もが参加しやすく、日常生活の自立と社会参加につながるデイケアづくりを行います。
- (5) DV等の様々な困難・課題を抱える女性に寄り添い、きめ細かい相談支援に努めます。
- (6) 高齢者の閉じこもりや抑うつ状態を防ぐため、居場所づくりや社会参加の強化を図り、多職種による包括的支援を推進します。

## **基本施策 4** 生活困窮者支援と自死対策の連携強化

生活の困りごとや不安を抱えている人に寄り添い、関係機関と連携し、支援を行います。

### ＜具体的な取り組み＞

- (1) 生活困窮者や生活困窮者の家族、その他関係者の相談に応じ、各種相談窓口の情報提供を行います。
- (2) 課題を抱える人が早期に必要な支援につながるよう、包括的な取り組みを行います。
- (3) ひきこもり者に対して訪問活動や家族からの相談等、実態把握に努め、関係機関で連携を図り対応します。

## **基本施策 5** 遺族等への支援体制の確保

自死への偏見による遺族の孤立化等不利益を被らないよう支援していくことが必要になります。遺族の気持ちに寄り添いながら、関係機関と連携し適切な支援を行います。

### ＜具体的な取り組み＞

- (1) 自死未遂者等のハイリスク者の支援については、県、医療機関等と連携し、その人に応じた生活支援先に繋ぐ等、適切な介入を行います。
- (2) 遺族等へ県や民間団体等が実施する遺族支援や関係機関の相談窓口等の情報提供に努め、必要な支援につなげます。

## **基本施策 6** 生きることの包括的な支援

自死対策は、様々な角度から取り組むことが求められており、庁内で横断的に取り組むことが必要不可欠です。自死対策という意識で行っている事業ではなくても、結果的に自死対策につながる取り組みも少なくありません。

各部署の事業を自死対策の視点で共有し取り組むことで、生きることの包括的な支援につなげます。

## <具体的な取り組み>

基本施策 6 の具体的な取り組みを以下の表にまとめました。

課名	事業名	自死対策の視点を加えた取り組み内容	評価項目
総務課	職員向けメンタルヘルス研修会	全職員を対象に、講師を招き研修会を開催する。全職員が参加出来るよう、開催時間・場所を検討。	○
	ストレスチェック	職員を対象にストレスチェックを毎年実施。高ストレス者（希望者のみ）、長時間労働者等に対し、産業医による面談を実施。（随時）	○
	メンタルヘルスガイドブックの周知	管理監督者向け、職員向けのガイドブックを作成し、年度初めに全職員に周知。	
	相談窓口の開設	年4回、外部の相談員を招いて相談窓口を開設。	
企画政策課	広報誌等による情報発信	広報誌へ自死対策に関する記事の掲載や各種相談窓口の紹介。また、庁舎内及び町内各施設にて自死対策に関するポスター等を掲示することで、住民に対する啓発を行う。	○
生涯学習課	自主企画講座の推進	自主企画講座では、趣味・趣向に即した企画に対し支援をする。人と人のつながり、地域づくりの機会として継続して実施していく。	
	公民館各種教室の開催及び支援	公民館は地域の人達が集う交流の場であり、人と人とがコミュニケーションをとるための大事な場所であることから、出来る限り地域から孤立者を出さないよう、引き続き学習機会の提供及び支援に努める。	○
身延支所 下部支所	窓口対応から状況把握	来庁者の動作や話の内容等から気になる方がいる場合は、声かけと相談窓口を紹介する。	○
	民生委員児童委員・区長等からの情報により関係部署と連絡調整	地域で活動する民生委員児童委員、近隣住民等からの相談や通報を受けた場合、関係部署や機関に情報を送り、迅速かつ的確な対応と連絡調整を図る。	
	戸籍、住民票等の発行時の窓口対応	窓口対応時に困り事や自死の原因となるような言動がないか注意する。話しやすい環境、相談しやすい雰囲気づくりをする。来庁者の相談内容から問題把握に努める。	
	民生委員児童委員による地域の相談・支援等の実施	地域で困難を抱えている人に気付き、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口としての機能を心がける。	
	区長・組長等集落役員との連携	地域で困難を抱えている人に気付き、民生委員児童委員につなげるなど、民生委員児童委員の活動の補完的な役割をとる。	

課名	事業名	自死対策の視点を加えた取り組み内容	評価項目
観光課	消費者相談及び事業者からの相談事業	消費者相談時に相談者の様子等を観察する。また、事業者からの相談等があった場合においても、相談者の様子等を観察する。	○
学校教育課 (教育総務担当)	向学館事業	小学3年生から6年生までと中学3年生に対して、経済的困窮等に関わらず誰もが無料で受けられる学習支援を実施し、学力向上を図る。	○
	学校における働き方改革推進事業	学校における働き方改革推進委員会を設置及び改善計画を作成し、教員の働き方改革の推進を図る。	
	教職員向けストレスチェック事業	教職員を対象にストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調の未然防止、職場環境の改善を図る。	
学校教育課 (学校教育担当)	就学に関する事務	特別に支援を要する児童・生徒に対し関係機関と協力して、一人ひとりの障害及び発達の状態に応じたきめ細やかな相談を行う。	
	就学援助費及び特別支援学級就学奨励費の支給	経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、学用品等を補助する。特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行う。	○
	中学校部活動指導員配置事業	中学校の部活動に専門的な外部指導員を配置し、教員の多忙化を改善するとともに、部活動の円滑な運営を図る。	
	スクールカウンセラー配置事業	スクールカウンセラーを配置し、児童・生徒や保護者と日常の相談や就学指導を行い、きめ細やかな対応を図る。	○
	いじめ問題対策連絡協議会の開催	いじめの現状、対策等に関する情報共有を図るため毎年定期的に行い、いじめの根絶を目指す。	
	長期欠席児童生徒に関する対応	4月から累積して15日以上欠席した児童・生徒の状況を学校から報告を受け、不登校の未然防止、早期対応を図る。	
	特別支援教育支援員配置事業	小・中学校へ特別支援教育支援員を配置し、児童・生徒に応じたきめ細やかな特別支援教育を推進する。	
	小学校放課後の児童見守り	週3回程度、放課後の児童見守りを放課後児童見守り員が実施。見守りを通じて安心・安全な活動を推進する。	

課名	事業名	自死対策の視点を加えた取り組み内容	評価項目
税務課	納税相談	滞納者の経済状況等を納税相談で聞き取りを行いながら納付計画を作成する。深刻な経済状況にあつては福祉保健課や社会福祉協議会などへの相談を促す。また生活困窮者については、執行停止処分を行う。	○
町民課 (保険年金担当)	保険証交付・納付相談 (国民健康保険・後期高齢者医療)	保険料(税)の滞納者には、滞納者と継続して接触を図る機会の確保の観点から短期証及び資格証を交付している。(資格者証の交付は国保のみ) 交付にあつては、機械的な運用を行うことなく、また滞納者が理解することなく交付されることがないように、文書による通知だけでなく、電話、訪問等の方法で滞納者との接触を図り実態把握を行う。また、滞納者が相談しやすい環境を整え、福祉保健課との連携により生活状況や、健康状態の把握に努める。相談内容によっては関係課と連携して対応する。	○
	障害年金(厚生年金・国民年金)の相談 国民年金全般の相談	障害を持っている方が相談を行いやすい環境を整え、福祉保健課と連携して生活状況や健康状態の把握に努め、それぞれのケースに合わせた対応をする。また、年金は将来の生活基盤になることから被保険者の経済状況に合わせ適切に納付や免除申請の案内を行う。	○
建設課 (建築住宅担当)	公営住宅入退去事務等	受付対応による聞き取り時に、困りごと等がないか注意しながら接する。また、生活困窮や低収入、未納者や分納している世帯については、注意して対応する。生活面で問題を抱えている様な場合は、関連担当部署と相談しながら対応する。	○
子育て支援課 (子育て支援担当)	児童扶養手当支給	手当申請時や現況届の面接を、ひとり親との相談機会として実施する。相談、助言を通じて他の問題も把握し対応を進めていく。	○
	児童館事業	指導員から保護者への声かけを行い、気になる保護者がいる場合は子育て支援課へ連絡するよう促し、連携を図っていく。	
	保育の実施(公立保育所・私立保育園)	保育士から保護者への声かけを行い、気になる保護者がいる場合は子育て支援課へ連絡するよう促し、連携を図っていく。	

課名	事業名	自死対策の視点を加えた取り組み内容	評価項目
子育て支援課 (母子保健担当)	母子健康手帳交付等	保健師が全数面談をしながら母子健康手帳交付を行い、母親の不安等に寄り添いながら、継続支援が必要な人には、妊娠期から丁寧に関わっていく。	
	妊婦・産婦訪問指導	妊産婦を訪問し、メンタル面や産後のうつ予防等継続支援していく。また特定妊婦に関しては、特に丁寧な支援を実施する。今後も、妊娠期や産後の不安軽減を行っていく。	○
	ベビーすくすく教室	母親のニーズを聞きながら、リフレッシュの場と一人で抱えない育児をしていくための相談の場として今後も実施していく。	
	こども発達相談	つなぐ支援を大事にし、こども発達相談を継続して実施する。また、子育て中の母親向けの相談会を実施し、悩みに対する支援を継続して行う。	
	宿泊型産後ケア事業	妊娠届時や妊産婦訪問の場で情報提供を行い、産後の不安のある人や休息が必要な人には利用できるよう呼び掛けていく。	
	乳児健診時において離乳食指導	月齢に合わせた離乳食指導を乳児健診で実施していくとともに、悩んでいる保護者には個別に相談対応、支援を行う。	
	乳児(4 か月・7 か月・10 か月・13 か月)・1歳6か月・2歳児・3歳児健康診査	健診で子供の成長発達を確認し、子育て不安等のある保護者には、個別相談などの紹介等を行い、継続して支援を行う。	
福祉保健課 (福祉担当)	心配ごと相談	心配ごと相談業務を社会福祉協議会に委託し、身近な場で町民の心配ごとについて相談を受けることができる場を設定する。	
	民生委員児童委員の活動	身近な顔見知りの民生委員児童委員による、地域の相談・支援等を実施する。	○
	保護司会補助金	地域の保護司会の健全な運営活動を図るため、各保護司会に対し補助金を支給し、保護司会の活動を支援する。	
	ひとり暮らし等施策	地域の登録ボランティアの方の協力のもと、独居高齢者に他者と話をする機会の提供を継続する。話し相手及び安否確認も兼ねる。	

課名	事業名	自死対策の視点を加えた取り組み内容	評価項目
福祉保健課 (福祉担当)	町営温泉入浴無料事業	後期高齢者医療制度の被保険者に、敬老の意を表するとともに、高齢者のこころの健康、社会とのつながりの機会を得てもらうため、町営温泉の入浴料の無料回数券を交付する。	
	寝たきり高齢者等理髪・美容サービス事業	在宅の寝たきり高齢者に対して、理髪サービス又は美容サービスを行い、身だしなみも整え、心も気持ちよくなるような気分を得てもらう。合わせて介護者の介護負担軽減も図る。	
	養護老人ホームへの入所	高齢者の貧困世帯、身寄りのない方、経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者で入所が必要と判断される場合は入所について検討し、本人の気持ちに寄り添いながら入所支援を行う。	
	軽運動教室	介護予防や人との交流を目的に開催する。 (社会福祉協議会に委託)	
	障害福祉計画等策定・管理事業	障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の進行管理を行うとともに、次期計画も自死予防の視点を踏まえ策定する。	
	日中一時支援事業	障害者（児）を介護する者が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設に預け、必要な保護を行う。	
	ふれあいペンダント設置事業	緊急通報システムを設置することで、在宅のひとり暮らしの高齢者の生活の安全を確保するとともに、不安を解消する。また、携帯電話保持者も対象とする。古くなった機器は定期的に入れ替え予定。	
	心身障害児福祉手当支給	日常生活が困難な心身障害児の社会参加のための手当を支給する。	
	障害児支援	相談員、事業所と連携しながら、利用児の必要に応じたサービス（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障害児相談支援）を提供していく。	
障害者自立支援 (訓練等給付)	相談員、事業所と連携しながら、利用者の必要に応じたサービス（自立訓練・就労移行支援・就労継続支援 A 型 B 型・共同生活援助等の訓練給付）を提供していく。		

課名	事業名	自死対策の視点を加えた取り組み内容	評価項目
福祉保健課 (福祉担当)	配食サービス事業	独居高齢者又は高齢者のみの世帯を訪問して計画的な配食を提供するとともに、その安否を確認することにより、高齢者の健康で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図る。	
	自立ホームヘルプサービス事業	独居高齢者又は高齢者のみの世帯を訪問して、家事や買い物を手伝うとともに、その安否を確認することにより、高齢者の健康で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図る。	
	生きがいデイサービス事業	生きがいデイサービスに通所し、人との交流やレクリエーション、手芸、フレイル予防等を通じて、健康で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図る。	
	障害者差別解消推進事業	障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害者差別地域相談員を委嘱し障害者からの相談を受ける。	
	障害者虐待の対応	障害者虐待に関する通報・相談窓口の設置（峡南圏域相談支援センターに委託）を行い、被虐待者の支援はもちろん、虐待者の心理にも目を向け対応をする。	
	障害者相談員による相談業務（身体・知的障害者相談員）	行政より委託した障害者相談員による相談業務の実施。	
	手話通訳者等派遣事業	聴覚障害者・中途失聴者・難聴者が社会生活において意思疎通を図る上で支障がある場合に、手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う。	
福祉保健課 (在宅支援担当)	総合相談事業	本人・家族・地域住民等からの相談に応じ、地域における適切な保健・医療・福祉サービスや機関・制度の利用につなげる等の支援をタイムリーに行う相談窓口を設け対応する。	
	権利擁護事業・成年後見人制度利用支援事業	判断能力が不十分な認知症高齢者等に対する成年後見人制度や地域自立生活支援事業などの活用により、財産等の権利を擁護する。また認知症高齢者等の意思をできる限りくみとり、地域での安心安全な生活を守る支援を行う。	

課名	事業名	自死対策の視点を加えた取り組み内容	評価項目
福祉保健課 (在宅支援担当)	高齢者虐待防止事業	高齢者の虐待防止に関する啓発や早期発見に努め、関係機関との連携体制の強化を図る。被虐待高齢者の支援とともに、虐待者の心理面にも配慮し対応する。	○
	介護予防ケアマネジメント事業	要支援 1・要支援 2・総合事業対象者に対して、介護予防や他者との交流等、高齢者の自立支援を目的としたケアプランの作成を行い、住み慣れた自宅で安心して生活を送れるよう支援する。	
	地域ケア会議の推進	地域ケア推進会議・個別地域ケア会議・自立支援型地域ケア会議（多職種からの助言により自立支援を目指す）を開催し、地域・個別課題の解決に努める。	
	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターが地域住民と共に住民同士の支え合いについて検討し、生活支援や地域での見守り・声かけ等の助け合いや支え合いを通じて、高齢者等が安心して暮らせる地域づくりを推進する。	
	認知症施策推進事業・認知症サポーター養成事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で生活できることを目指し、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し認知症施策を推進する。認知症への理解を深め、在宅で生活している認知症の方やその家族を地域で支援することを目指し、認知症サポーター養成講座を実施する。	
	いきいき百歳体操 地域づくり型介護予防事業	介護予防のために、住民主体で週 1 回いきいき百歳体操を行う。また身近な集落や地域の中に住民自ら運営する集いの場が確保され、人と人とのつながりを通じて生きがいや役割を持って生活できる地域の実現を目指す。	○
	介護予防教室	いきいき百歳体操を行っている集落を対象に住民により身近な地域に専門職が出向き、介護予防教室（「運動機能低下予防教室」「低栄養予防教室」「口腔嚥下機能低下予防」「認知症予防教室」）を行う。 高齢者が心身ともにより健康にいきいきと過ごすために、フレイル予防に取り組む機会とする。	

課名	事業名	自死対策の視点を加えた取り組み内容	評価項目
福祉保健課 (介護保険担当)	介護保険制度に関する相談	介護保険料や制度利用に関する相談に応じ、気になる方については包括支援センターと共に支援する。	○
町民課 福祉保健課 (健康増進担当・ 在宅支援担当)	高齢者の保健事業と介護 予防事業の一体的実施	町民課、福祉保健課とともに、国保データベースやレセプト等を確認しながら町の健康課題、個別の健康課題等を探り、ハイリスク及びポピュレーションアプローチ事業を展開していく。	
福祉保健課 (健康増進担当)	精神保健福祉推進に関する 事業	うつ病等心の不調を抱えている方へ早期に介入し、医療機関につなぐなど支援する。また、社会復帰促進のため、専門職や保健師による相談や訪問等を実施する。	基本 施策 に沿 って 評価
	精神障害者への社会資源 啓発事業	福祉と保健分野が連携し、来所時や申請時の機会を通じて、精神障害に関する当事者や家族に社会参加等のための情報提供を行う。	
	アルコール関連事業	適正飲酒に関することやアルコール依存症について、知識の普及、啓発を図る。断酒等を目的にした自助グループに関する情報提供を行う。	
	自殺予防月間・予防週間 における事業	自殺予防月間、自殺予防週間にあわせ、町広報に心の健康や相談窓口について掲載。また、相談窓口一覧を活用し、パンフレット等と共に健康教育等の場において配布する。	
	精神障害者社会復帰相談 指導事業（デイケア）	在宅の精神障害者の生活リズムの改善や、人とのつながりを学ぶ場、社会復帰をめざすことを目標に実施する。	
	精神保健普及活動	精神障害者家族会員とともに、家族会や相談窓口の周知、知識の普及啓発を行う。	
	精神障害者家族会 (なごみ会)	身延町精神障害者家族会員同士の親睦を深め、精神保健に関する知識の普及啓発、社会福祉の充実促進を図ることを目的にした家族会を支援。相互の学習の場としての研修会、会員相互の交流を目的に交流会を実施。また、峡南地域精神障害者家族会（南天会）との交流会も実施する。	
	愛育会・愛育班	子どもからお年寄りまでの地域住民の健康づくりをすすめ、明るく住みよい町づくりを目的とした活動を実施。活動の基本である分班長、班員による隣近所への声かけ活動を実施し、こころの健康についての学習会を設ける。	

課名	事業名	自死対策の視点を加えた取り組み内容	評価項目
福祉保健課 (健康増進担当)	食生活改善推進委員会	地域住民の生活習慣病予防のため、「食」を通して適塩や野菜摂取の必要性を伝え、生活習慣病を予防するとともに、健康寿命の延伸を図る。	基本施策に沿って評価
	健康づくり推進協議会	町民の総合的健康づくり対策を積極的に推進し、健康で明るい町づくりを図るために、健康づくりの知識の普及啓発、健康増進計画や自死対策推進計画の検討策定などを行い、助け合い支えあう地域づくりを推進する。	
	保健推進委員会	生活習慣病に関する知識や健診の必要性等について保健推進員が学習し集落の住民に声かけをする。	
	地域における健康教育	各地域の公民館等において、心の健康についての知識の普及啓発、健康教育を実施する。	

## 第4章 計画の推進体制



### 1. 計画の推進体制

住民一人一人が、今以上に自死対策に関心を持ち、積極的な健康づくりを継続できるよう、地域住民同士が支えあい、力を合わせて、地域全体で健康づくりを推進する体制づくりが重要です。

健康づくり推進協議会を中心として、各種関係者、関係組織、庁内関係部署とも連携を図り計画を推進していきます。

### 2. 計画の進捗管理と評価

計画の進捗状況は、健康づくり推進協議会へ報告を行い、事業内容の見直しを行います。P D C A サイクルにより評価・改善を行い、取り組みを推進します。



# 計画策定委員

## 身延町健康づくり推進協議会委員

役職名	氏名	所属組織
会 長	渡辺 文子	町議会教育厚生常任委員会（委員長）
副会長	佐野 みどり	愛育会（会長）
委 員	岩佐 敏	峡南保健福祉事務所（峡南保健所）（所長）
委 員	朝比奈 利明	身延町早川町組合立飯富病院（院長）
委 員	高野 宏文	高野歯科医院歯科医師（院長）
委 員	望月 幸久	峡南薬剤師会（身延町代表）
委 員	二宮 洋子	愛育会（副会長）
委 員	高橋 清美	食生活改善推進員会（会長）
委 員	保坂 邦美	食生活改善推進員会（副会長）
委 員	新田 修	町内小中学校長（代表）
委 員	山本 幸代	町内小中学校養護教諭（代表）
委 員	前澤 学	町内小中学校保護者会（代表）
委 員	芦澤 浩	保育園(所)保護者会（代表）
委 員	佐野 百合子	保育園(所)代表
委 員	石川 久	住 民（代表）
委 員	榎間 裕子	住 民（代表）

## 身延町健康づくり推進協議会設置要綱

(平成 16 年 9 月 13 日告示第 44 号)

(設置)

第 1 条 町民の総合的健康づくり対策を積極的に推進し、健康で明るい町づくりを図るため、身延町健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び決定する。

- (1) 各種の保健事業計画の策定
- (2) 健康づくりに関する知識の啓発及び普及
- (3) その他町民の健康づくりに必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 関係行政機関の役職員
- (3) 医薬関係団体の役職員
- (4) 町内諸団体の役職員
- (5) 知識経験者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、合議により会長の職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がないと成立しない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決定に従う。

(謝金等)

第 7 条 委員には、予算の範囲内で謝金を支給する。

2 委員が町外の会議、研修会等に出席する場合は、交通費相当額を支給する。

(事務局)

第 8 条 協議会の事務局は、福祉保健課が担当する。

附 則

この告示は、平成 16 年 9 月 13 日から施行する。





第2期 身延町自死対策推進計画

発行／令和5年3月

発行者／身延町役場 福祉保健課 健康増進担当

〒409-3304 山梨県南巨摩郡身延町切石 117-1

電話：0556-20-4611 FAX：0556-20-4554